

特殊車両通行許可申請者の皆様へ（お願い）

最近、1申請当たりの経路数及び他の道路管理者への協議が多数となる申請が増加しています。

処理期間の短縮には鋭意努力しているところですが、通行許可証の発行までに下表の日数を要する場合があります。

申請受理後から許可までの所要日数（目安）

	窓口申請	オンライン申請
※2 個別協議 有り	約1～2ヶ月	※1 約1～2ヶ月
個別協議 無し	約2～3週間	4日 (土日、祝日を除く)

※1 個別協議が多数となる申請や、他の道路管理者からの協議回答に時間を要する場合。

通行経路（「出発地又は目的地」を含む）に北海道内の国道・道道・市町村道含まない申請。

※2 個別協議とは、他の道路管理者間での協議のことです。

道路情報便覧に収録されていない道路が申請経路に含まれている場合は、個別協議有りになります。

全ての申請経路が道路情報便覧に収録され、算定結果において個別審査無しの場合は個別協議無しになります。（算定結果において、個別審査となった場合は個別協議有りになります。）

申請件数又は、1申請当たりの経路数及び個別協議箇所数が予想以上に急増する場合は、所要日数（目安）より日数を要する場合があります。個別協議を要するオンライン申請は、申請先を申請経路内の道路管理者にすることにより、協議先数が少なくなり、処理期間の短縮が見込まれますので、申請経路内の道路管理者に申請されることをお勧めします。

今後とも処理期間の短縮に一層努めて参りますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

札幌開発建設部 特定公物管理対策官